

「別表 入所申込者の評価基準」

1 基本事項(100点)

(1)要介護度区分(50点)

要介護度の重い人(介護の手間のかかる人)を優先する。

- ・要介護5 … 50点
- ・要介護4 … 40点
- ・要介護3 … 30点
- ・要介護2 … 20点
- ・要介護1 … 10点

(2)主たる介護者・家族等の状況(30点)

評価項目	5点	3点	1点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上	—	60歳未満
②介護者の障害・疾病	介護は困難	多少は困難	—	介護可能
③介護者の就労	週40時間以上 または 65歳以上で 就労不能	週20～40時間	週20時間未満	なし
④介護者が育児・家族が病气	常時の育児 または看病	半日育児 または看病	臨時育児 または看病	なし
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり (週1～3日 程度)	常時あり (週4日程度 以上)	—
⑥別居者の介護協力	ほとんどなし	随時あり (週1～3日 程度)	常時あり (週4日程度 以上)	—

※1 ひとり暮らしの高齢者は、上記にかかわらず①から⑤まで25点とする。

住民基本台帳に記載されている世帯ではなく、実際に構成されている世帯状況により判断する。同一敷地内及び隣接地の場合は、同居と見なす。

2 高齢者のみの世帯は、④について5点とする。

3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」…介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は困難」…介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」…ADL全般の援助・介護が可能な場合

4 「⑤他の同居介護補助者」「⑥別居血縁者の介護協力」

1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5 現在、施設等に入所している場合は、原則として退所後に予想される状況で判断する。

(3) 居宅サービスの利用状況(20点)

居宅サービスの利用量が必ずしも介護の手間を表すものではないが、居宅サービスの利用を増やすことで在宅生活が可能となることも考えられるため、直近の居宅サービスの利用の度合いを判定に用いる。

施設は入所申込者の申込時前、概ね3か月を標準とする支給限度基準額に対するサービス利用額の割合を担当介護支援専門員に確認し、平均利用割合の状況を判断する。

ただし、居宅介護サービスを利用したことがない場合は一律0点とする。

- ・給付限度額に対する利用率が80%以上の場合 ……20点
- ・給付限度額に対する利用率が60%以上80%未満の場合 ……16点
- ・給付限度額に対する利用率が40%以上60%未満の場合 ……12点
- ・入所施設利用中及び短期入所生活介護・短期入所療養介護の長期利用の場合 ……12点
- ・給付限度額に対する利用率が20%以上40%未満の場合 …… 4点
- ・特別養護老人ホームに入所中の場合 …… 4点
- ・給付限度額に対する利用率が20%未満の場合 …… 0点

※ 入所施設入所中とは、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・救護施設・一般病院(医療病床)に入所または入院している状態をいう。

※ 下記の理由により居宅サービスを利用していない場合、必要な居宅サービス量を見込んで評価する。

- ・経済的理由で、現状以上の負担ができない
- ・本人が利用拒否している
- ・介護者が利用拒否をしている
- ・居住地等により居宅サービスを受けることができない
- ・家族などが介護のために同居や離婚をした

2 特記事項

以下のような事例の場合に、1点から30点を付加する。個々のケースにおける加点は、施設の運営・ケア方針に基づき下記の例に示した事項について、入所検討委員会で検討の上決定する。

(1) 虐待の事実が確認された場合

(2) 住居がない場合

(3) 介護者及びその世帯の置かれている環境・状況

- ・認知症等により介護負担感があり、助長されると介護状況の悪化が予想される
- ・家族などが介護のために同居や離職するなど生活環境を変えなければならない